

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○越智委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

引き続きまして、今回の予備的調査についてお尋ねしたいと思えます。内閣法制局長官にもお越しいただいていきますので、早速お尋ねいたしたいと思えます。

今、海江田委員からの質問の中で、民事訴訟の係属中を理由に予備的調査への回答を控えた例はないということが明らかになりました。

ところで、今回の報告書によれば、亡き赤木俊夫さんが作成したいわゆる赤木ファイルの提出要請と探索先について、財務省が、訴訟にかかわることであるため回答を控えたいというふうには先ほど来指摘があるところです。

ところが、私のお配りしている資料をこちらになつていただきたいんですが、二十番、国政調査権と司法権という表題が付されており、

この中では、これは内閣法制局が書かれたものですが、これは内閣法制局が書かれたものですが、司法に関することも国政調査の対

象となるということをまず最初の方で言っておいて、その上で、司法の独立にいささかでも反するような国政調査を行うことは許されないといたします。

そこで、内閣法制局長官に、一般論としてお尋ねします。

民事訴訟の一方当事者が相手方に対して提出を求めている資料について、行政監視の目的で国政調査権に基づいて資料提出を要求することは、今申し上げましたこの見解、司法の独立にいささかでも反するという国政調査に当たるといえるのか、この点を、法制局長官、お答えください。

○近藤政府特別補佐人 今先生のお示しされました、私どもの執務参考資料からの抜粋がされておりますけれども、私ども、個別の問題ということではなくて一般論ということでございますけれども、その資料にも書いてございますとおり、一般論として、司法権の本質であり中核をなす裁判作用については、司法権の独立が保障されており、国会の権能の外にあることから、裁判所による裁判の行使に関して司法の独立にいささかでも反するような国政調査を行うことは許されないと解されております。

現に裁判所に係属中の事件であるからといって、およそ国政調査の行使が許されなくなるわけではございませんが、一般論としては、民事、刑事を問わず、裁判所に係属中の事件について裁判所と同様の目的で行われるなど、当該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような国政調査については、その要求を拒み得ると解されております。

○階委員 私たちは、まさに国会の行政監視機能が害されたのではないかとこの観点から、赤木ファイルを見たいということであり、また、司法の独立を害するとか、司法に不当な影響を与えるという目的は全くないわけです。

その意味で、私たちは、この内閣法制局の見解に沿ったとしても、これは当然開示されるべきものだと考えております。もしそうでないというのであれば、大臣の見解をお示しくください。

○麻生国務大臣 裁判が係属する中で、目的が違えば国会による並行調査を行うことができると思いますが、今法制局長官が答弁をいたしましたとおり、一般論として、民事とか刑事にかかわりませず、係争中の裁判につきましては、裁判所と同様の目的で行われるなど、その事件にかかわる裁判に不当な影響を及ぼすような国政調査への対応として、回答を差し控えることができると承知をいたしております。

したがって、国家賠償請求訴訟及び予備的調査のいずれも文書改ざん等の問題の真相を明らかにすることを目的として御指摘のファイルの提出を求められていると承知をいたしておりますので、実質的に目的が同じものであると私どもは認識をいたしております。

このため、御指摘のファイルにつきましては、訴訟に関することでもありますので、国家賠償の請求訴訟の一方的な当事者である国といたしましては、繰り返しになりますけれども、訴訟の場面で国として主張を明らかにして、証拠に基づいて立

証して裁判所の判断を仰ぐ、これが基本だと思っておりますので、訴訟外の言動によって、訴訟に対する、司法審査に影響を及ぼすべきではないと考えております。

したがって、従来よりのお答えを申し上げておりますとおり、回答は差し控えさせていただきますと存じます。

○階委員 今大臣も、その前の法制局長官も言ったとおり、許されないとすれば、目的が同一である、そして不当な影響を及ぼす、この二点が満たされて初めて並行調査が許されないということになるわけですね。

ところが、目的が同一かどうか。私たちは、国会の行政監視機能が害されたのではないか、そのことを明らかにするための調査です。裁判は、民事訴訟でして、個人の権利を主張する、そして損害賠償を求める、その目的ですから、全く違います。

そして、なぜ不当な影響を及ぼすと言えるのでしょうか。私たちは、客観的な証拠資料、資料を提出してほしいと言っているだけでありまして、そこに対して評価を加えるとか、そういうことを目的としているわけではありません。不当な影響を及ぼすとは到底言えないと思います。大臣がおっしゃった要件には全く当てはまらないわけでありまして、ぜひ、これは出していただくべきです。逆に、これを出していただかないと、先ほど、大臣、予備的調査は国政調査を補完する役割だとおっしゃっていました。国権の最高機関である国会が有する国政調査権を踏みにじることになりま

すよ。大臣、これは皆さん、出す義務がありますよ。先ほど言った提出を拒む要件には当てはまらない、そこをもう一度申し上げます。

大臣、もう一回、提出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 いわゆる森友学園問題の全容というのは、いまだに明らかになつてはおりません（階委員「明らかにしなさいよ。明らかにしろよ」と呼ぶ）それだけです。国民の関心もまた衰えることがない。

そこで、今般の赤木氏手記の公表と、同氏のいわゆる妻によります提訴を契機として、文書改ざん問題の真相を解明し、行政に対する国民的信頼を回復するべく、本件予備調査の実施を要請するというのが予備調査の目的だというように、予備調査の目的でしょう、これが。

したがって、私どもは、先ほどお答えをいたしましたとおり、そのため、御指摘のファイル等々、いろいろ訴訟に関することでもありますが、私どもとしては、国家賠償請求の一方の当事者であるという国としては、私どもとしては、あくまでも訴訟の場で国としての主張を明らかにして、証拠に基づく立証を尽くして裁判所の判断というものを仰ぐということが基本なんだと思っておりますので、訴訟外の問題としては、司法審査に影響を及ぼすということも考えられませんので、私どもとしては、今申し上げたとおり、回答は差し控えさせていただきますと申し上げてきております。

○階委員 後段の方の答えは全く先ほどの繰り返

しでありまして、私たちは、目的は違いますし、また、不当な影響も及ぼさないことから、提出を拒む理由には当たらないということを言っているわけです。

ただ、その前段の方でおっしゃったことを、もっと重要なことをおっしゃっていました。森友事件の真相は明らかになつていない、これをおっしゃるのであれば、もう一回調査やり直しじゃないですか。しかも、第三者委員会やらないと、皆さんの内部の調査では不十分だったということのみずから認めていますよ。調査やり直しますよ、これは。調査をやり直してください。

○麻生国務大臣 最後までよく聞かれていないと思うんですが。

予備的調査の目的を先ほどより御説明させていただきました。予備的調査の目的というのは、森友学園の全容はいまだに明らかでない、そこだけ捉えてしゃべっておられますから、これは予備的調査の目的を説明したというように御理解いただければと思います。

○階委員 最初、そのような枕言葉はなかったですね。全容が明らかになつていないと最初におっしゃったから、私はそう言ったんですよ。みずから認めたじゃないですか。

○麻生国務大臣 私の発言を最後まで聞かず、途中から一方的に区切られて発言をされたので、確認をさせていただきましたよ。そして、予備的調査の目的をしゃべっておりますと申し上げただけじゃないですか。議事録をよくもう一回見ていただければと思います。（階委員「ちょっと一回中断し

て。ちよつと今の答弁、最初のところ、違いますから。明確におっしゃいました」と呼ぶ）

○越智委員長 階君、もう一度質問してください。

○階委員 整理します。
最初に、全容は明らかになっていないとおっしゃられましたよね。そのときに予備的調査の目的とは言っていない。最初に言ったことはそのとおりです。その後、後ろにいる方が出てきて、慌てて予備的調査の話に切りかえたんですよ。だから、そこを私は言っているんです。最初に言ったことが大事ですよ。

○麻生国務大臣 予備的調査の目的とここに書いてあるので、私どもとしてはちゃんとそれを読んでいますので、それが終わった後、最後に予備的調査の目的を説明しているんですがと申し上げただけです。（発言する者あり）

○階委員 委員長に申し上げます。

最初の答弁でおっしゃったことと違うことを今おっしゃっていますので、後で速記録を精査していただいて、大臣の答弁、間違っていると思いませんので、そこを委員会の方でしっかり取り上げていただきたいと思えます。

○越智委員長 この点については、理事会で協議します。

○階委員 私も、この真相解明はまだまだできていないと思えますよ。つい本音が出たんだろうと私は思いました。

そこで、目的が違うということを私たちは言っているわけです。国権の最高機関たる国会の国政調査権が踏みじられたのではないか、そこを

証するという目的であって、訴訟とは全く目的が違います。

逆に、そういう目的で並行調査が許されなければ、どういふ場合に並行調査が許されるんでしょうか。ほとんど並行調査は許されないということになると思えます。

もう一つ、私、三月二十四日にも、赤木さんの手記が雑誌等で公表された直後に質問したんですけれども、赤木さんが自殺に追い込まれたことに関する真相究明をそのとき求めましたが、まともに答えられず、財務省が組織として抱える問題を抽出し、風土の改革を進めているというようなことを大臣はおっしゃられていました。

私は、今回の件を見ても、相変わらず文書隠蔽の風土は変わっていないのではないかと思いますけれども、大臣、財務省の風土は変わっていないんじゃないですか。

○麻生国務大臣 この今の御質問と財務省の風土改革を関連づけられてしゃべっておられるということですか。

私どもは全然違うと思えますけれども、これは私ども、法律的に基づいて、国の立場として当然のことを申し上げているんだと思っておりますので、この問題に関しまして隠蔽しようという気はございません。

○階委員 では、今回、拒み得るということで大臣は答弁されていると思うんですが、法制局長官、さっき言ったような理由で政府の方は目的が同一であるとか裁判に不当な影響を与えようとかいうことで提出を拒んでいるこの赤木ファイル、提出は

拒み得るといふ、仮に百歩譲って拒み得るとしても、財務省がみずから積極的に真相を明らかにするために赤木ファイルを出す、これは制度上は問題ないのかどうか。法制局長官、お答えください。

○近藤政府特別補佐人 お答えいたします。

先ほど一般論としてお答えをいたしましたけれども、私ども、お尋ねにつきましては個別案件の話でございまして、まさしく当該案件を担当している省庁が御判断し、お答えされるべきものだと思いますので、私ども、ちよつと詳細を承知しておりませんので、お答えすることは差し控えたいと思えます。

○階委員 一般論として、個別の事案を離れて、法制局長官にお尋ねします。

先ほど言った、提出を拒み得るような場合、目的が同一であるとか、あるいは裁判に不当な影響を与えるといったような場合であったとしても、あくまで、拒み得るといふのは拒むことができるという意味であって、任意で求められた側が提出する、これは別に問題ないという理解でよろしいですよ。

○近藤政府特別補佐人 ちよつと個別の話と絡むんでしようけれども、基本的には、不当な影響を及ぼすということで拒んでおられるので、何かそれを任意に出すということは、ちよつと一貫性を欠いたような対応のような感じはいたします。

ちよつと、最終的にはそれぞれの御省庁の御判断でやられることだと思いますけれども、基本的には、お断りになっておられる以上、任意という

のは余り考えられないのかなというふうに、今のお話を伺いまして、感想を持ちました。

○階委員 これは財務大臣のリーダーシップが問われていると思うんですね。本当にこの真相を解明して、責任の所在を明らかにして、再発防止を図るのであれば、法制度上は拒み得る場合であったとしても、赤木ファイル、これは重要な資料です。国権の最高機関たる国会に提出すべきだと思います。

組織風土を変えようという気持ちがないのであれば、財務省の役人の言うとおりの法解釈を振りかざして提出を拒むということはあり得るのかもしれないかもしれません。大臣が本気でこの財務省をまともな組織にしていこうと思うのであれば、今回の赤木ファイルを提出すべきですよ。

最後は個別の省庁の判断だということを法制局長官はおっしゃっていましたので、ここはぜひ大臣のリーダーシップで提出していただけないでしょうか。お願いします。

○麻生国務大臣 御意見としては伺っておきます。先ほど申し上げたとおりなので、少なくとも釈明事項等々の対象となっておりますので、訴訟の一方の当事者である国としては、私どもとしては、訴訟の場で明らかにしてまいりたいという考え方を改めて考えているわけではありませんので、私は、従来より、訴訟外でお答えすることは差し控えたいということをお答えするから申し上げておきます。

○階委員 そういう役人が書いた答弁書をただ読み上げるだけで本当にいいんですかね。どうぞ。

○麻生国務大臣 役人の書いたもの以外を読むとどういふ結果を期待しておられるのでしょうか、よくわからぬのですけれども。

私どもとしては、少なくとも、役人が書いたものであると、ただ読んだものであると、私がそらんじて答えたものであると、基本は同じだと思います。

○階委員 大臣のリーダーシップを期待して申し上げます。

それで、組織風土を改革するために、去年の六月ですか、組織理念というものを財務省で定められましたね。大臣、それはお読みになっていませんか。お読みになっていたらそういう結論にはならないと思うんですが、お読みになっているかどうか、お答えください。

○麻生国務大臣 組織理念というのは、秋池さん等々に大変お世話になりました、長い時間をかけて、私ども、次官、局長以下、私を含めまして、いろいろ秋池さんと話をさせていただく機会を得たというのは事実であります。

○階委員 では、その中の行動規範、三つありますけれども、覚えていますか。

○麻生国務大臣 八十歳になって記憶力もそんなによくありませんので、全部そらんじて覚えているわけではございません。

○越智委員長 階君、予定した時間が参りましたので。

○階委員 はい。これで終わります。

私から申し上げますと、一つは、公正と誠実です。遂行した職務についてしっかりと説明します。

それから二つ目は、研さんと挑戦です。困難に直面しても粘り強く取り組みます。三つ目は、風通しと柔軟性。誤りはちゅうちよなく正し、よい意見を積極的に取り入れます。全くできていませんということを申し上げまして、質問を終わります。以上です。